

# 社会資本整備審議会 建築分科会議事録

平成15年4月2日

国土交通省省特別会議室（11F）

## 開 会

### 【事務局】

それでは、お忙しい中、本日、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。  
定刻でございますので、会議を始めさせていただきたいと思えます。

私は、事務局を務めております でございます。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、マスコミ等の取材希望がございましたので、よろしくお願ひいたします。傍聴席、入り口の側にお座りになっております。

### 配布資料確認

### 【事務局】

開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元に「配布資料一覧」がございます。

資料1「社会資本整備審議会建築分科会委員名簿」、資料2「社会資本整備審議会関係法令抄録」、資料3「日本住宅性能表示基準等の変更について」、資料4「部会の設置について」、資料5「建築分科会部会別所属委員名簿」、資料6「改正建築基準法に基づくシックハウス対策について」、資料7「官庁営繕関係基準類等の統一化について」

以上でございます。欠落がございましたらお知らせをいただければと思えます。

また、そのほかに「第8回集団規定のあり方部会、第5回官公庁施設部会議事次第」もお配りをさせていただいております。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

### 定足数の確認

### 【事務局】

本日御出席の委員の皆様方は、10名でいらっしゃいます。建築分科会委員総数18名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことを御報告いたします。

#### 【事務局】

それでは、ただいまから第7回建築分科会を開会をさせていただきます。

初めに、本日の議事の進行方法等について御説明をいたします。

議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございますが、建築分科会終了後に、部会長選出のための部会の開催を予定しております。

なお、本日は、御審議いただくテーマがシックハウスに関する内容であり、これまで室内化学物質対策部会で御検討いただいていた事柄でもありますので、室内化学物質対策部に所属の専門委員の皆様にも御出席いただいておりますことを御報告申し上げます。

#### 委員等の紹介

#### 【事務局】

次に、建築分科会所属委員の方々の御異動につきまして、御報告申し上げます。

去る2月26日に8名の委員の方が任期満了に伴い改選となり、1名の委員が退任され、新たに2名の方が委員となられ、7名の方が再任されました。

その結果、当分科会所属の委員は、前期より1名増の9名となっております。

ここで、委員の方々と事務局を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料1「建築分科会委員名簿」により、五十音順に御紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員を御紹介させていただきます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員、委員、委員、委員、委員には、本日は御欠席でございます。

以上、9名の方が委員でいらっしゃいます。

続きまして、臨時委員の方の御紹介をさせていただきます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員、委員、委員は、本日は御欠席でございます。

以上、9名の皆様が臨時委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、先ほど、申し上げましたように、室内化学物質対策部会に御所属の専門委員の皆様にも御出席いただいております。御紹介をさせていただきます。

委員でございます。

なお、委員、委員は、本日は御欠席でございます。

続きまして、事務局を御紹介いたします。

でございます。

でございます。

でございます。

【事務局】

それでは、ただいまより議事に入るわけですが、現在、分科会長が決定してありませんので、皆様方のお許しをいただきまして、分科会長が決定いたしますまでの間、私が議事運営に当たらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 分科会長の互選

### 【事務局】

それでは、議事次第に従いまして、建築分科会長の互選をお願いいたします。

社会資本整備審議会令第6条第3項によりますと、分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

### 【委員】

分科会長は、引き続き 委員をお願いしてはいかがでございましょうか。

### 【事務局】

ただいま、 委員より、「 委員に引き続きお願いしてはどうか」という、御発言がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

### 【事務局】

それでは、皆様、御異議がないようでございますので、 委員に引き続き分科会長をお願いいたしたいと存じます。

委員、恐縮ですが、分科会長席にお移りをお願いいたします。

以降の議事運営につきましては、 委員、よろしくお願いいたします。

### 【委員】

御推薦賜りました でございます。

前期、分科会長をお引き受けしたということで、引き続きやれという御推薦でございますので、やらせていただきたいと思います。

御承知のように、この建築分科会は社会資本整備審議会の7つの分科会のうちの1つと

いう位置づけでございますけれども、住宅局並びに官庁営繕部が所轄しております大変広い範囲の分野をカバーする委員会でございます。旧制度で言いますと建築審議会に相当する規模の委員会かと思えます。その分科会長をお引き受けするということで、私も大変責任の重大さを感じておりますが、同時に、お集まりの委員の先生方の御協力なしには進められないと思えますので、ひとつよろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思えます。

この分科会の上の社会資本整備審議会は大変さらに幅の広い分野をカバーしております、なかなか実質的な審議をするのが難しい状況でございます。実質的にはこの委員会でいろいろやれという御下命がいつも参りますので、きょうの審議もそうでございますが、よろしくをお願いしたいと考えますと同時に、この分科会の仕事も、また具体的な話を議論いたしますと幅が広過ぎる部分もございまして、きょうは室内化学物質対策部会の先生方もお集まりでございますが、分科会の下にも部会を設けて、できるだけ専門の議論は部会の方で深くやることができればと考えております。ひとつよろしくをお願いいたしたいと思えます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、私の方で議事を進めさせていただきます。

### 3. 分科会長代理の指名

#### 【委員】

まず最初は、「分科会長代理の指名」でございます。お手元の資料の2に「社会資本整備審議会関係法令抄録」というのがございますけれども、その中の「社会資本整備審議会令第6条第5項」に、分科会長があらかじめ分科会長代理を指名するということになっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思えます。

委員に引き続き、分科会会長代理をお願いいたしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

#### 【委員】

はい。

【委員】

よろしく願いいたします。

座席はここでございますので、どうぞお移りください。

#### 4．日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決

【委員】

それでは、その次の議題、議題4でございます。「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決」についてでありますけれども、本件は、通称「品確法」と言っています「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の第3条第4項の規定によりまして、当該基準を変更する場合には、社会資本整備審議会の議決を経なければならないことになっております。

このたび、資料3-1をごらんになっていただければおわかりのように、国土交通大臣より変更に係る議決が求められておりまして、社会資本整備審議会の会長から、その議決についてはこの委員会、すなわち建築分科会に付託されております。ということで、これから審議を進めてまいりたいと思います。

資料はお手元にお配りしておりますとおりでございます。その内容につきまして、これから事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

でございます。

説明をさせていただきます。

お手元の資料の3-2から3-5まで、4つの種類の資料があるかと思っております。このうち、3-2につきましては、3-3と3-4の改正部分について簡単に取りまとめたものでございます。それから、3-5は、去る2月19日に部会で決定いただいた案について、ホームページにおきまして約1ヶ月間、意見を募集しましたその御意見と回答の案でございます。

それでは、お手元の資料3-2の資料に基づきまして御説明をいたします。

3-2の1ページをごらんいただきますと、性能表示基準と評価方法基準のそれぞれの改正について、あわせてまとめて御説明をいたしております。

今回の両基準の改正につきましては、建築基準法の改正によりまして、ホルムアルデヒドを発散する建材に対する規制等が行われる予定になっておりますけれども、それに関連しまして、住宅品質確保法に基づきます住宅性能表示制度についても建築基準法に整合をとる形で所要の改正を行うものでございます。

住宅性能表示制度の中の6番、全部で9種類の表示の内容がございますけれども、そのうちの6番について「空気環境に関すること」という項目がございますして、その6-1から6-4について改正を行う内容になっております。

まず6-1の「ホルムアルデヒド対策」でございます。1つ目の丸をごらんいただきますと、「いわゆる無垢材の取扱い」というふうに書いてございます。これは改正は行いませんので現行どおりでございますけれども、工業的にホルムアルデヒドを使用しない製材、丸太等については「製材等」というふうにいたしまして、製造工程において接着剤等を使用することによりまして、ホルムアルデヒドを放散する可能性のある「特定建材」とは区分しまして表示することとするということは現行どおりでございます。

それから2つ目の丸でございますが、性能表示の対象といたします建材、これを「特定建材」と名称を変更いたしますが、この特定建材の範囲について改正をするものでございます。現行は「特定木質建材」という名称で、ここに書いてございます7種類の建材を対象にいたしております。それを建築基準法の規制対象となります材料の範囲に整合させるということで、ここに書いてございますが、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等のものを対象に加えるというものでございます。

それから3番目の丸、「特定建材の表示方法」でございます。使用する特定建材のホルムアルデヒドの発散速度に応じて表示をする、これは変更ございませんが、今回、建築基準法の改正によりまして、内装仕上げにつきまして、従来の  $E_2 \cdot F_{c2}$ 、これはそれぞれ  $E_2$  が JIS、 $F_{c2}$  が JAS の分類でございますけれども、この  $E_2 \cdot F_{c2}$  相当以下の建材は使用ができなくなります。これに伴いまして、下の現行と改正案のところに書いてありますように、等級1と等級2を廃止いたしまして、従来の等級4を等級2に、従来の等級3を等級1に変更いたします。それから、JISとJASの規格の改正によりまして、現行の  $E_0 \cdot F_{c0}$  よりも放散量の少ない上位の規格である「F」の規格が創設されましたので、これに対応した等級を等級3として追加するというものでございます。

次の2ページをごらんいただきますと、「特定建材の評価方法」でございます。現行は下にございますように、特定木質建材の7種類の建材ごとに評価、表示をしておりますけれ

ども、それを改正案では特定建材ごとの評価、表示は行わないで、使用する特定建材のうち、最も時間当たりの発散速度が大きい建材の等級区分をもって表示等級とするものがございます。すなわち、「F」のみの建材を使用している場合は等級3、「F」を使用しておらず、「F」及び「F」を使用している場合は等級2、「F」を使用している場合は等級1となるということでございます。評価方法は現行どおりでございます。

それから、次の評価対象とする部位についてでございます。評価対象の部位につきましては、建築基準法の取扱いと整合を図ることといたしまして、内装仕上げ及び天井裏等、天井裏等につきましては、換気設備が設置される場合は対象から除きますけれども、天井裏等の下地材等とするものがございます。

以上の改正点を取りまとめたものがその次の下の表になります。

この表が性能表示書の一部になるわけであります。

表をごらんいただきますと、6-1 としまして、「ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）」と書いてあります。右側の2つ目の欄をごらんいただきますと、「製材等」、「特定建材」、「その他の建材」というふうに書いてございまして、使用する建材についてチェックを入れる。2種類以上使用する場合はその2種類以上の建材のところにチェックを入れるということになります。

下に参りまして、特定建材を使用する場合につきましては以下の発散等級の結果を表示することになります。先ほどございましたように、使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量について、内装と天井裏等について区分をいたしまして、この欄にございますようなところで、この数字に丸をつけるということになります。

以上が6-1でございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思えます。3ページは6-2の「全般換気対策」と、6-3の「局所換気設備」でございます。今回、この6-2と6-3を統合いたしまして、6-2の「換気対策」といたしまして、その中で居室の換気対策と局所換気対策を表示するというものがございます。

居室の換気対策につきましては、これまでの住宅性能表示制度におきましては、常時の機械換気設備の有無を評価、表示してきたところでございますが、建築基準法との整合を図ることといたします。具体的には改正案のところに書いてございますけれども、建築基準法に基づく0.5回/h以上の常時の機械換気設備が設置されているか否か、設置されて

いない場合にはどのような対策を講じるか。例えば、常時外気に開放された開口部等が  $15\text{cm}^2 / \text{m}^2$  以上あるかどうかというようなことが講じられているかどうかについて具体的に評価、表示を行うこととするものでございます。

局所換気対策につきましては、現行どおりでございます。

続きまして、4ページでございます。6-4の「室内空気中の化学物質の濃度等」でございます。この6-4は先ほど6-2と6-3を統合いたしましたので、6-3に繰り上げ変更をいたします。

この現行6-4につきましては、性能表示については任意に選択ということになっておりまして、今回、アセトアルデヒドを測定対象物質として追加するものでございます。

この測定対象物質の濃度の測定につきましては、住宅が完成した段階で建設住宅性能評価の1つとして、室内の空気中の濃度について実測をするものでございまして、現在はホルムアルデヒドを含めまして、合計で5つの物質について対象にいたしておりまして、この6-4自体が任意の選択でございますが、この6-4を選択した場合には、ホルムアルデヒドは自動的に選択をする。それ以外の4物質については、さらに任意の選択ということになっております。今回はそのアセトアルデヒドを任意の選択として追加しようというものでございます。

その下に「測定対象物質の考え方」というものがございます。測定対象物質にする選択の考え方といたしましては、ここに、と書いてございまして、厚生労働省の検討会におきまして室内空気中の濃度の指針値と標準的な測定方法が策定されて確立されているもの、現在、13種類ございますけれども、その中から選ぶということ、それから比較的取扱いが容易で安価に測定できるということ、3番目に、建材や施工剤から発生することが想定されているものというこの3点について適合するものを対象物質として選んでおります。今回、アセトアルデヒドにつきましては、については、厚生労働省から濃度指針値が  $0.03\text{ppm}$  として定められておりますし、についても、パッシブ型採取機器によりまして、容易で安価に測定可能であるということ、それからにつきましては、平成14年度に実態調査を行いまして、その速報値によりまして、新築の住宅で濃度が高いというのが判明いたしております。この実態調査の結果について、グラフと表が3つついてございますので、その御説明をいたします。

まず4ページのグラフ1でございますが、実態調査の対象は一番下に書いてありますが、築年経過年数によりまして、合計で2,160戸の住宅の所有者の方から応募をいただきまし

て、測定をいたしました。グラフ 1 につきましては、築年別の平均濃度を書いたものでございます。年数が経過するに伴いまして、濃度が減っているというのがわかってかと思えます。次の 5 ページのグラフ 2 でございますが、築年別の先ほどの 0.03ppm の指針値を超過した住宅の割合でございます。これも新築から経過することによりまして、減ってきております。

それから表 1 でございますが、0.03ppm の指針を超過した住宅の割合について、ほかの物質についても実態調査を行いました。その結果を比較したものでございまして、14 年度ではアセトアルデヒドがほかの 2 つの物質よりも高い割合で超過しているというものでございます。この 9.8% につきましては、上のグラフ 2 の新築未入居の 14.3 と新築 1 年以内の 9.5、戸数は新築 1 年以内の方がかなり多い戸数でございますので、この 2 つを荷重平均したところ、9.8 になったということでございます。

以上で資料 3-2 の御説明は終わります。

次に、資料 3-5 をごらんいただきたいと思います。

資料 3-5 は先ほど申しましたように、去る 2 月 19 日に部会で審議いただいた案について、2 月 26 日から 3 月 27 日までホームページで御意見を募集いたしました。その結果、37 件の御意見が参りました。その御意見につきまして、住宅生産課の方で整理いたしまして、回答案を作成したものでございます。

全体につきましては御説明は時間の都合で省略いたしまして、主な点について 3 種類の御意見を御説明いたします。

まず 1 ページをごらんいただきますと、上 3 つにつきまして、6-1 のホルムアルデヒド対策について、等級は廃止するべきであるというような御意見が上 3 つでございます。これに対しまして、私どもといたしましては、建築基準法の改正によりまして、その建築基準法の規定は遵守した上で居室の内装に「F」の建材のみを使用するというような消費者のニーズも想定されますので、性能表示制度の意義は十分にあるものと考えております。

次の御意見としまして、2 ページをごらんいただきたいと思います。2 ページの下 3 つに建築基準法と同様の取扱い解釈、あるいは運用を行ってほしいというような御意見でございまして、私どもといたしましては、建築基準法に係る手続に用いた資料等を活用して住宅性能評価が行えるように、同様の運用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、5 ページをごらんいただきますと、5 ページの 3 つの御意見につきまして

は、新しい6-3のアセトアルデヒドを対象に加えるということにつきまして、反対であるというような御意見でございますけれども、回答欄にありますように、測定対象物質は先ほど御説明申し上げました3つの観点で選定をいたしております。実態調査にもございましたように、新築の住宅で濃度が高いという現状もございますので、今回、測定対象物質に追加することが必要であると考えております。

以上が主な御意見に対する回答でございます。

今後、この御意見と回答につきましては、ホームページで公表を行う予定でございます。

以上で私からの御説明を終わります。

**【委員】**

ありがとうございました。

ただいまから御意見を賜るわけでございますが、私、1つ手順を間違えておまして、その前に、分科会長代理をお引き受けいただきました委員に御挨拶をいただこうと思っております。

飛ばしてしまいました。失礼いたしました。よろしく。

**【委員】**

順番が遅くなりましたけれども、この建築分科会、非常に忙しい分科会と聞いております。私自身も昨年はシックハウスの問題で大変たくさんの委員会をやらせていただいて、ほかにも忙しい部会はいろいろあるかと思いますが、分科会長をサポートして、円滑な建築行政ができるようがんばりたいと思いますので、皆様の御支援をお願いします。

**【委員】**

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま事務局から説明がございました「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更」につきまして、特段の御意見がございましたらお伺いいたしたいと思っております。

いかがでございましょうか、よろしゅうございますでしょうか……。

部会の方で大分もんでいただいたようでございますし、それでは、ほかに特に御意見がないようでございますので、国土交通大臣から示されましたこの「日本住宅性能表示基準

及び評価方法基準の変更」につきましては、原案のとおり、建築分科会としては議決するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】

ありがとうございました。

それでは、そのように決定させていただきます。

ただいま議決いただきました「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更」につきましては、その旨を社会資本整備審議会の会長に報告させていただきます。

それでは、この際、 から御挨拶を一言いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

あ い さ つ

でございます。御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、建築行政を初めとして、国土交通行政の推進に御尽力をいただいております。この場をお借り致しまして、御礼を申し上げたいと思います。

本年、2月末に任期満了がございまして、審議会の委員の改選がございました。新任並びに再任の委員の先生方には御快諾をいただきまして、厚く感謝を申し上げたいと思います。

また、本日は大変お忙しいところを御出席をいただきました。ありがとうございます。

本日はただいま住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づきます日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更案に関ります御議決をいただきまして、大変ありがとうございます。本日の議決を踏まえまして、社会的な大変関心事となっておりますシックハウス問題に、今後とも取り組んでまいりたいと思います。またそのために住宅性能表示制度の普及啓蒙に一層取り組んでまいりたいと思います。

21世紀の建築行政のあり方につきましては、従来より諮問をさせていただいております。平成13年1月に第1次答申をいただいたわけでございますが、これにつきましては、その後、法改正に反映させていただいております。シックハウス対策推進のための建築基準法の一部改正、あるいはいわゆるハートビル法がございまして、高齢者、障害者の

方が利用しやすい建築物の整備を推進するためのハートビル法の一部改正、地球温暖化対策としての省エネルギー法の一部改正、こういった法改正に反映させていただいたところでございます。

このたびの法改正の適切な施行等に伴い、部会の設置につきましては、見直すこととしておきまして、後ほど御議決をいただくとお思います、改めて設置をさせていただきます部会、あるいは廃止をさせていただきます部会がございます。ひとつよろしくお願いをしたいとお思います。

また、本日はただいま議題となりましたシックハウス関係の調査審議のために、室内化学物質対策部会の専門委員の先生方に御出席をいただいております。これまでシックハウス対策に関しまして、大変熱心な調査審議をいただいたわけでございます。この場をお借り致しまして、厚く御礼を申し上げたいとお思います。

当分科会におきましては、今後、建築行政、あるいは官庁営繕行政に関わります重要な課題を引き続き審議いただくということでございまして、私どもとしても多大な成果を期待しているところでございます。

今後とも委員の先生方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございます。

#### 【委員】

どうもありがとうございました。

## 5 . 部会の設置

#### 【委員】

それでは、次に議題5に移りたいとお思います。議題の5は「部会の設置」 についてでございます。これも先ほどの資料2をごらんいただきますと、「社会資本整備審議会令第7条第1項」の規定によりまして、当分科会の議決により、部会を置くことができるということになっております。お手元にお配りいたしております資料4の「部会の設置について(案)」をごらんいただきたいと思います。

部会につきましては、これまで諮問事項等に対応いたしまして部会をつくるということ

で、5つの部会をつくりまして調査審議を行ってまいりました。今、事務局のお話にもございましたけれども、今後は、継続してまだ調査審議をしていく事項でございます「集団規定のあり方部会」と「官公庁施設部会」の2つにつきましては、従来のまま設置をするということにいたしまして、「室内化学物質対策部会」、きょう御出席の先生方の部会でございますが、それから「建築物バリアフリー対策部会」並びに「建築省エネルギー部会」の3部会につきましては、一たん廃止ということにさせていただきたいということでございますけれども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】

よろしゅうございますでしょうか。

今後、テーマに応じてまた部会を立ち上げていくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、お認めいただいたようでございますので、そのようにさせていただきます。

## 6．部会所属委員の指名

【委員】

次は、各委員の方々の部会への所属でございますけれども、これも社会資本整備審議会令第7条第3項の規定によりますと、分科会長、私が指名するということになっておりますので、指名をさせていただきたいと思っております。

お手元に案でございますが、資料5をごらんいただきますと、それぞれ委員の先生方、臨時委員の先生方、それから、お入りいただく専門委員の方々の名簿が配られておりますが、このように決めさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

当面、2つの部会ということで、「集団規定のあり方部会」並びに「官公庁施設部会」ということで、この表のような振り分けで御審議を賜りたいと思っております。

## 7．報告事項

【委員】

それでは、次は議題の7でございますが、「報告事項」につきまして、事務局、よろしく  
お願いいたします。

【事務局】

資料6につきまして、御報告申し上げます。

これは従来から御審議をいただきまして、昨年の通常国会で改正建築基準法が成立をい  
たしました。これに基づきますシックハウス対策ということでございますが、今年の7月  
1日から施行ということで、ここがございますような政令、告示等がすでに制定をされて、  
こういう方向で現在準備が進められており、7月1日からの施行の予定であるという資料  
でございます。

詳しい内容につきましては、省略をさせていただきます。そういう形で進んでおるとい  
うことを、御報告申し上げます。

以上でございます。

【委員】

ありがとうございました。

何か御質問はございませうか、よろしゅうございますでしょうか……。

それでは、本日予定いたしました議題は……。

【事務局】

報告事項がもう一点ございますので、恐縮です。

【委員】

失礼しました。よろしくお願いいたします。

【事務局】

御報告申し上げます。

資料7でございますけれども、官庁営繕関係の最近の動きといたしまして、基準類等の  
統一化について、簡単に御報告をさせていただきます。

実は、これにつきましては、昨年の4月の都市再生本部会議での議論の中で、各省庁が

ばらばらに実施している営繕事業について、何とか合理化、効率化できないかという話題がございまして、そのときに総理も御出席されておりましたけれども、何らかの検討をすべきだという発言がございました。これを受けまして、副大臣会議というのがあるのですけれども、その中に関係副大臣からなる官庁営繕に関するプロジェクトチームというのが設置されました。

そこで議論が行われまして、具体的に各省がいろいろな仕事のやり方を行っているわけなのですけれども、各省が具体的に行っている、規定をしている基準類、こういったものをまず統一することによって、各省の営繕の仕事のやり方を合理化すべきではないかという方向が打ち出されております。それを受けまして、具体的な作業のために関係省庁の部長、審議官クラスからなる連絡会議が設置されまして、昨年度いっぱい、ずっと検討を進めてまいりました。その結果、昨年度末、この3月20日の連絡会議におきまして、技術基準類の統一化が決定されたというところでございます。

具体的にどんな基準類が各省統一されましたかということも2枚目に統一された基準類がございまして、見ていただきたいと思っておりますけれども、各省が営繕事業を実施するための計画、あるいは設計、積算、あるいは工事、こういったものについて細かく規定している基準類でございます。これについて各省が集まって統一の作業を実施して、昨年度いっぱいそれが終了いたしております。

ということで、今年度、15年度からはこの統一された基準をもちまして、具体的に事業を実施するという事になったということでございます。

この基準につきましては、以前、建築審議会のときに「21世紀を展望した官公庁施設の整備水準の在り方について」の答申をいただいております、これを受けて、「官公庁施設の位置・規模・構造の基準」というものを定めております。ここでは非常に基本的な部分の整備水準について決めているわけなのですけれども、今回、さらにそれを具体的に進めるための詳細な基準類が各省統一されたことによりまして、各府省庁でこの位置・規模・構造の基準が等しく実現されていくのではないかと考えてございます。

この連絡会議そのものは今後も継続いたしまして、さらに必要なものについては統一をするという作業を継続していくということになっているということでございます。

以上でございます。

【委員】

大変失礼いたしました。ありがとうございました。

資料7につきまして、何か御質問はございませうか、よろしゅうございませうか……。

それでは、特に御質問もないようございませうので、本日の会議はこれをもって終わらせていただきたいと思います。

お忙しい中、貴重な時間を割いていただき、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

特に、本日、化学物質対策部会の専門委員の皆様方もお集まりいただきました。御出席、どうもありがとうございました。

これで終わりにさせていただきます。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

事務局から御案内申し上げます。

引き続きこの場におきまして、本日、設置されました「集団規定のあり方部会」及び「官公庁施設部会」を開催をいたしたいと存じます。

この部会は、部会長の互選、部会長代理の指名を行うための会議ですので、短時間で終わると思われませうので、よろしく願ひいたします。

なお、室内化学物質対策部会に所属の専門委員の皆様方には、御退席をいただひ結構でございます。大変ありがとうございました。

それでは、暫時、準備をさせていただきます。

## 8 . 閉 会